

○建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（国土交通省告示第二百六十九号）

最終改正 令和八年七月二十九日

（技能実習を行わせる体制の基準）

第一条 さく井職種、建築板金職種、冷凍空気調和機器施工職種、建具製作職種、建築大工職種、型枠施工職種、鉄筋施工職種、とび職種、石材施工職種、タイル張り職種、かわらぶき職種、左官職種、配管職種、熱絶縁施工職種、内装仕上げ施工職種、サッシ施工職種、防水施工職種、コンクリート圧送施工職種、ウエルポイント施工職種、表装職種、建設機械施工職種、築炉職種、管路更生職種及び鉄工職種に属する作業、塗装職種の建築塗装作業及び鋼橋塗装作業並びに溶接職種に属する作業（以下「建設関係職種等に属する作業」という。）に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、申請者（規則第五

条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。）が規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類D―建設業を選択している場合に限り、次のとおりとする。

一 申請者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の許可を受けていること。

二 申請者が建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであつて、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。

次号において同じ。）に登録していること。

三 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること。

（技能実習生の待遇の基準）

第二条 建設関係職種等に属する作業に係る規則第十四条第五号に規定する告示で定める基準は、申請者が規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類D―建設業を選択している場合に限り、技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこととする。

（技能実習生の数）

第三条 建設関係職種等に属する作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、申請者が規則別記様式第1号1欄の⑦において日本標準産業分類D―建設業を選択している場合に限り、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、技能実習生の総数が常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生、外国人建設就労者（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）第二の二に規定する外国人建設就労者をいう。）及び一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）を含まない。以下この条において同じ。）の総数を超えないものとする。

一 企業単独型技能実習（次号に規定するものを除く。） 第一号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数

二 企業単独型技能実習（規則第十六条第一項第二号に規定する企業単独型技能実習に限る。）又は団体監理型技能実習 第一号技能実習生について次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に

応じ同表の下欄に定める数、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百人以上三百人以下	十五人
百人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
三十人以下	三人

2 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあつては申請者が規則第十五条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一

般監理事業に係る監理許可（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第十項に規定する監理許可をいう。）を受けた者である場合には、建設関係職種等に属する作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 前項第一号に規定する企業単独型技能実習 第一号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数

三 前項第二号に掲げる技能実習 同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）、第三号技能実習生について同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に三を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に三

を乗じて得た数)

附 則 (令和元年国土交通省告示第二百六十九号)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和二年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に第一号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下この条において「法」という。)第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日から起算して一年を経過する日までの間に第二号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規

定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日から起算して三年を経過する日までの間に第三号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日において現に法第八条第一項又は第十一条第一項の認定を受けている技能実習計画（前三項の規定によりなお従前の例によることとされた認定の基準に適合するとして認定を受けたものを含む。）に関して行われた法第十一条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和二年国土交通省告示第千五百七十四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和八年国土交通省告示第千四号）

この告示は、令和八年七月二十九日から適用する。